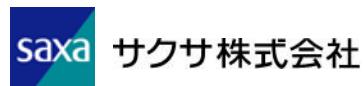


営企 25 外-148
2026 年 1 月 6 日

お取引先各位



営業本部
営業企画部

サクサ光ブロードバンドユニバーサルサービス料について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素はサクサ光をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度」の開始に伴い、2026 年より新たに「ブロードバンドユニバーサルサービス料」を設定し、お客様にご負担いただくこととなりました。

何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。今後ともサクサ光をご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

◆概要

ブロードバンドサービスにおいて、離島や山間地などの地理的条件により、人口減少に伴う通信網の維持が今後課題となることを踏まえ、「改正電気通信事業法（令和四年法律第七十号）」に基づき、今般新たに、「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度」が開始します。

本制度の開始に伴い、「ブロードバンドユニバーサルサービス料」をサクサ光のお客様にご負担いただきます。

なお、「ブロードバンドユニバーサルサービス料」の料金額・請求期間については、支援機関が定める負担金と同様といたします。

◆2026 年のブロードバンドユニバーサルサービス料について

2026 年の料金においては 2.2 円[税込み]を 3 月ご利用分に含め、ご請求することを予定しております※。

2027 年以降の料金額および請求時期については、現時点においては未定です。別途ホームページにてご案内いたします。

※支援機関にて申請中の請求期間に合わせた期間であることから、総務省認可の内容によっては、変更となる場合があります。

以上